

(その1)

収支報告書 (令和 3 年分)

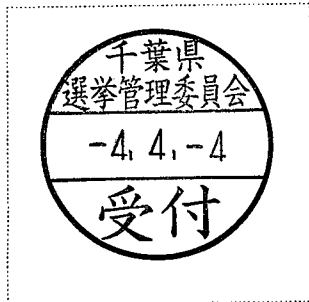
(ふりがな)

(じょうほうしゃかいにむけてあたらしいせいじをつくるかい)

- 1 政治団体の名称 情報社会に向けて新しい政治を創る会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県松戸市岩瀬153-1 アセッツ松戸1階
- 3 代表者の氏名 生方 幸夫
- 4 会計責任者の氏名 福島 靖男

問合せ先

(担当者) 山田達郎
 (電話) 047-330-2502



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 衆議院議員
 (現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名 生方幸夫

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部 政党
 その他の政治団体(後援会等) 政治資金団体
 その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 生方幸夫
 公職の種類 衆議院議員
 (現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

3 4 6 7 3 0

4/4

④ ④ 郵 ④ ④ 全 領 N
 解 後 ④ N N ④ N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
 K S



全団体必要

収 支 の 状 況

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	←				7,413,957
① (前年からの繰越額)	↙				403,850
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)	↘				7,010,107
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)					6,269,619
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))					1,144,338

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額 A					618,000
員 数					126

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	1,648,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	2,689,450	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	4,337,450	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	4,337,450	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
平岡 亘			10,000	R3. 1. 7	千葉県松戸市下矢切326-3	会社員	
松本 昌司			10,000	R3. 3. 11	千葉縣市川市北国分4-6-3	無職	
室井 孝博			10,000	R3. 7. 8	千葉県柏市高柳1744-14	無職	
渡邊 忠雄			20,000	R3. 7. 9	千葉県松戸市東松戸1-20-17	会社役員	
坂田 康代			20,000	R3. 7. 9	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子221	自営業	
宮澤 清治			50,000	R3. 7. 9	千葉県松戸市五香7-53-9	無職	
福田 昭			10,000	R3. 7. 9	千葉県松戸市松戸新田410	会社員	
石川 清彦			10,000	R3. 7. 9	千葉県松戸市紙敷1406	無職	
渡辺 武雄			10,000	R3. 7. 9	千葉縣市川市宮久保3-32-7	無職	
秦 英明			10,000	R3. 7. 9	千葉県松戸市六高台8-112	自営業	
飯塚 清			10,000	R3. 7. 9	千葉県松戸市常盤平6丁目14番地13	会社員	
永田 賢二			10,000	R3. 7. 9	千葉県松戸市秋山2-18-26	会社員	
太田 幸男			10,000	R3. 7. 12	群馬県桐生市広沢町4丁目2125-12	会社員	
近藤 雅男			20,000	R3. 7. 13	岐阜県大垣市開発町5-552	会社員	
山村 和子			10,000	R3. 7. 14	千葉県松戸市上本郷1345	無職	
井上 和久			20,000	R3. 7. 15	愛媛県四国中央市妻鳥町249-2	会社員	
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考		
大光 富美男	10,000	R3. 7. 15	千葉県松戸市河原塚162-15	会社員			
守矢 敏男	10,000	R3. 7. 16	千葉県松戸市南花島4-62-4	会社員			
長谷川 豊	10,000	R3. 7. 26	千葉縣市川市新田5-8-17	会社役員			
宮澤 博子	30,000	R3. 7. 27	千葉県松戸市五香7-53-9	無職			
東谷 寛一	10,000	R3. 7. 28	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里3丁目2-8	自営業			
藪腰 淳	10,000	R3. 8. 10	千葉県松戸市六高台西17-5	会社員			
森島 英一	20,000	R3. 8. 17	千葉縣市川市真間4-11-F301	会社役員			
平岡 豊	10,000	R3. 8. 24	千葉県松戸市吉井町12-13	会社員			
野島 重志	10,000	R3. 9. 7	千葉県松戸市上本郷3476	自営業			
森本 光彦	10,000	R3. 10. 7	東京都江東区南砂5-8-13-202	会社員			
片岡 睦子	1,100,000		千葉県松戸市六高台2-5	会社役員			
内訳	100,000	R3. 7. 27					
	1,000,000	R3. 10. 15					
柴田 敏男	15,000		茨城県取手市戸頭6-30-6-403	団体役員			
内訳	10,000	R3. 8. 11					
	5,000	R3. 11. 12					
この頁の小計	1,245,000						
その他の寄附	163,000						→ ※ 下記注意(1)参照。
合計	1,648,000						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分	政治団体		
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千 円				
立憲民主党千葉県総支部連合会			189,450	R3. 2. 4	千葉県千葉市中央区中央4-3-5カンガルービル4F	生方幸夫	
明日へ、青翔の会			2,500,000	R3. 2. 25	千葉県千葉市花見川区畑町599-17	生方幸夫	
この頁の小計			2,689,450				
その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			2,689,450				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備考	
項目		金額				金額			
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1	経常経費								
	(1) 人件費				1,326,109				
	(2) 光熱水費				42,475				
	(3) 備品・消耗品費				329,781				
	(4) 事務所費				826,719				
	小計 ((1)~(4))				2,525,084				
2	政治活動費								
	(1) 組織活動費				269,693				
	(2) 選挙関係費				0				
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※				1,473,973				
	(内訳)								
	ア 機関紙誌の発行事業費				0				
	イ 宣伝事業費				7,989				
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				1,465,984				
	エ その他の事業費				0				
	(4) 調査研究費				869				
	(5) 寄附・交付金				0				
	(6) その他の経費				2,000,000				
	小計 ((1)~(6))				3,744,535				うち本部・支部間の交付金合計 円
	合計				6,269,619				←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その11)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-1)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
事務所電気・上下水道使用料按分			42,475	R3. 12. 27	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153-1 アセッツ松戸1階	
この頁の小計			42,475				
その他の支出			0				
合計			42,475				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー機使用料			11,798	R3. 1. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー機使用料			13,591	R3. 6. 7	富士フイルムビジネスソリューションジャパン(株)	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	
事務用品代			22,693	R3. 7. 14	麻布食品株式会社	東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル	
ガソリン代			10,450	R3. 11. 5	岡本石油株式会社	千葉県松戸市東松戸4-11-3	
この頁の小計			58,532				
その他の支出			265,877				
合計			324,409				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
複写機リース料			12,960	R3. 1. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 3. 1	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 3. 29	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 4. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 5. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 6. 28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 7. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 8. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 9. 27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 10. 27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 11. 29	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料			12,960	R3. 12. 27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
複写機リース料残金支払い			148,060	R3. 12. 27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
この頁の小計			303,580				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別薬として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		備考
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
駐車場代（2台分）	十億	百万	千 39,820 円	R3. 11. 12	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
事務所家賃按分			264,000	R3. 12. 24	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153-1 アセツ松戸1F	
この頁の小計			303,820				
その他の支出			660				
合計			608,060				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
求人広告掲載料	十億	百万	千円 19,800	R3. 6. 11	株式会社アイテム	東京都新宿区新宿1-4-10	
監査報酬			50,000	R3. 12. 15	ときわ綜合法律事務所	千葉県松戸市本町18番地の4 NBF松戸ビル5F	
この頁の小計			69,800				
その他の支出			220				
合計			70,020				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(旅費交通費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
タクシー代	十億	百万	千	円	R3.7.9	東洋交通株式会社	東京都北区浮間5-4-51	
タクシー代			11,190		R3.8.14	日交美輝株式会社	東京都足立区中川5-16-10	
			14,230					
この頁の小計			25,420					
その他の支出			62,280					
合計			87,700					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(渉外費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
会費	十億	百万	千 円	12,000	R3.2.19	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4丁目13番10号	
会費				12,000	R3.4.12	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4丁目13番10号	
この頁の小計				24,000				
その他の支出				7,550				
合計				31,550				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(交際費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
飲食代	十億	百万	千 円	18,425	R3.1.14	鶏繁 麻布十番店	東京都港区麻布十番3-11-12	
生花代				23,000	R3.1.15	株式会社メモリード 東京事業本部	東京都調布市菊野台1-11-1	
香典代				30,000	R3.1.17	棕林裕貴	東京都中央区新川2-21-16 グランドハイツハ丁堀304	
飲食代				14,780	R3.3.4	新橋 いずみ	東京都港区新橋3-9-5	
飲食代				11,270	R3.3.8	舞浜	東京都港区新橋3-10-6	
飲食代				11,050	R3.4.15	舞浜	東京都港区新橋3-10-6	
飲食代				12,500	R3.4.22	新橋 いずみ	東京都港区新橋3-9-5	
飲食代				13,500	R3.6.28	吉野家 永田町一丁目店	東京都千代田区永田町一丁目7番1号	
この頁の小計				134,525				
その他の支出				15,918				
合計				150,443				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(宣伝広告費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				7,989				
合計				7,989				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別薬とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別薬として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(生方幸夫昼食セミナー)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
セミナー案内状印刷代	十億	百万	千	円	R3.1.22	エスティム株式会社	千葉県松戸市古ヶ崎3-3321	
セミナー案内状印刷代			210,100		R3.4.12	エスティム株式会社	千葉県松戸市古ヶ崎3-3321	
案内状郵送代			62,748		R3.4.12	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
開催日延期通知の郵送代			61,656		R3.5.20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
講師料(金子 勝先生)			100,000		R3.7.15	(有)オフィス・カネコ	東京都豊島区駒込4-15-6	
会場代			815,290		R3.7.30	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計			1,459,894					
その他の支出			6,090					
合計			1,465,984					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(調査研究費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				869				
合計				869				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他の経費		(借入金返済)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
借入金返済	十億	百万	千	円	R3.12.24	生方幸夫	千葉県松戸市上本郷1444番地の6	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別薬とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別薬として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考
		<input type="checkbox"/> ア 土地 <input type="checkbox"/> イ 建物 <input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> エ 動産 <input type="checkbox"/> オ 預金等 <input type="checkbox"/> カ 金銭信託	<input type="checkbox"/> キ 有価証券 <input type="checkbox"/> ク 出資 <input type="checkbox"/> ケ 貸付金	<input type="checkbox"/> コ 敷金 <input type="checkbox"/> サ 施設利用権等 <input checked="" type="checkbox"/> シ 借入金		
摘要	金額						
	十億	百万	千	円			
生方幸夫		3	080	000			
この頁の小計		3	080	000			
合計		3	080	000			

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別業とし、必要に応じてコピーすること。
(2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 3 / 日

政治団体の名称 **情報社会に向けて新しい政治を創る会**

会計責任者の氏名 **福島 靖男**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和4年3月25日

情報社会に向けて新しい政治を創る会

代表 生方 幸夫 殿

登録政治資金監査人

吉田要介



登録番号 第 3313 号

研修了年月日 平成21年12月18日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、情報社会に向けて新しい政治を創る会の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、情報社会に向けて新しい政治を創る会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

情報社会に向けて新しい政治を創る会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上